



## 町県民税、所得税の 申告はお早めに!

町県民税の申告と所得税の確定申告が**2月16日(火)**から始まります。  
この申告は1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。  
該当する人は**3月15日(月)までに申告**してください。

### 申告の必要がある人は?

- 1 平成21年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 2 給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- 3 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)との合計額が20万円を超える人
- 4 事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人
- 5 収入が公的年金のみで、配偶者控除や社会保険料控除などの各種控除を受けようとする人
- 6 町県民税については、平成21年中の給与所得以外の所得金額(事業・不動産など)の合計が20万円以下の人



### 申告をすると税金が戻る人

次のいずれかに当てはまる人は、  
源泉徴収された税金が申告により還付されます。

- 1 給与所得者・年金所得者などで、雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けられることができる人
- 2 平成21年の途中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人
- 3 給与所得者で、年末調整を受けていない人で所得控除(生命保険料など)がある人



## 町・県民税、所得税の申告相談日程



### 【還付申告】

と き	と ころ	対象地区
2月1日(月)～3月15日(月) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時	越前町役場	全地区

### 【確定申告】

と き	と ころ	対象地区
2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時	越前町役場	全地区
2月16日(火)～2月19日(金) 午前9時～午後4時	織田コミュニティセンター	織田地区
2月23日(火)～2月26日(金) 午前9時～午後4時	越前コミュニティセンター	越前地区
3月2日(火)～3月5日(金) 午前9時～午後4時	宮崎コミュニティセンター	宮崎地区

### 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・地震保険・国民年金など)
- ④医療費の領収書(医療費控除)
- ⑤寄附金の受領証(寄附金控除)
- ⑥金融機関の通帳(還付を受ける人、本人名義に限る)
- ⑦口座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)



### 申告前にご準備ください

相談日や申告期限間近には、会場が混雑します。各地区で、相談日を設けておりますので、出来るだけ申告は自分で記入できる箇所は記入し、必要な書類を忘れず持参してください。

- 事業・農業所得などを申告される人は、収支内訳書は事前に作成し持参しましょう。
- 医療費控除を申告される人は、医療費の明細をまとめておきましょう。
- 青色申告や譲渡所得・山林所得などがある人は、税務署にて申告してください。



問合せ先

税務課 ☎34-8709



## 公的年金を受給されている人へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、「雑所得」となります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。また、源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

## 住宅ローン控除の申告の仕方が変わりました



### 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の主な変更点

地方税法の改正により、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。確定申告の添付書類や、給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」などが明記されることで、町が必要な情報を把握できる仕組みへと変更され、申告書の提出が不要となりました。

### 【申告書の提出について】

課税年度	平成20年～21年度	平成22年度以降	
居住開始年月日	平成11年～平成18年	平成11年～平成18年	平成21年～平成25年
町への住宅借入金など特別税額控除申告書の提出	毎年必要	(注1)原則不要	不要

### 住民税(所得割)から控除できる額

次の①または②のいずれか小さい額が控除されます。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(97,500円が上限のため、超えるときは97,500円)

(注1) 山林所得や退職所得を有する場合は、申告書を提出していただくことにより、控除額が有利になる場合があります。